

国立大学法人の 財務諸表の特徴



国立大学法人

鳴門教育大学

財務諸表ってなに？

- 国立大学法人には国民が納めた多くの税金が投入されています。そのため、その税金を何の目的で、どのように使っているか、国民や社会に対して説明する責任があります。
- この説明責任を果たすため、各国立大学法人は、下表の1～6を財務諸表として文部科学大臣に提出します。また7・8も財務諸表に添付して提出しなければならない書類です。

1 貸借対照表	決算日における財務状態を明らかにするものです。
2 損益計算書	1年間の運営状況を明らかにするものです。
3 キャッシュ・フロー計算書	1年間の資金の流れを活動別に表したものです。
4 利益の処分又は損失の処理に関する書類	未処分利益の処分または、未処理損失の処理の内容を明らかにするものです。
5 国立大学法人等業務実施コスト計算書	業務運営に要した費用のうち、みなさまの税金でご負担いただいた金額を表したものです。
6 附属明細書	上記1～5の内容を補足したものです。
7 事業報告書 ※	財務情報と業務内容の関連を表したものです。
8 決算報告書 ※	年度計画の予算と、決算額を対比させたものです。

国から交付される運営費交付金等を
目的どおり効率良く使用したかどうかを報告

国民のみなさまからのチェック・評価

自己の状況を客観的に把握・比較分析

国立大学法人の事業の効率化



財務諸表の関連

○財務諸表の各書類は、次のような関係性にあります。

○「貸借対照表」の『未処分利益』と「損益計算書」の『当期総利益』は一致するなど、それぞれの書類で対応する事項があります。

財務諸表

貸借対照表

資産	負債
	純資産
現預金 (資産の内数)	未処分利益

損益計算書

費用	自己収入等に基づく 収益 (収益の内数)
	収益
当期総利益	

業務実施コスト計算書

費用	自己収入等に基づく 収益
損益外の 費用相当額 など	業務実施 コスト

キャッシュ・フロー 計算書

支出	収入
期末残高	

利益の処分又は 損失の処理に関する書類

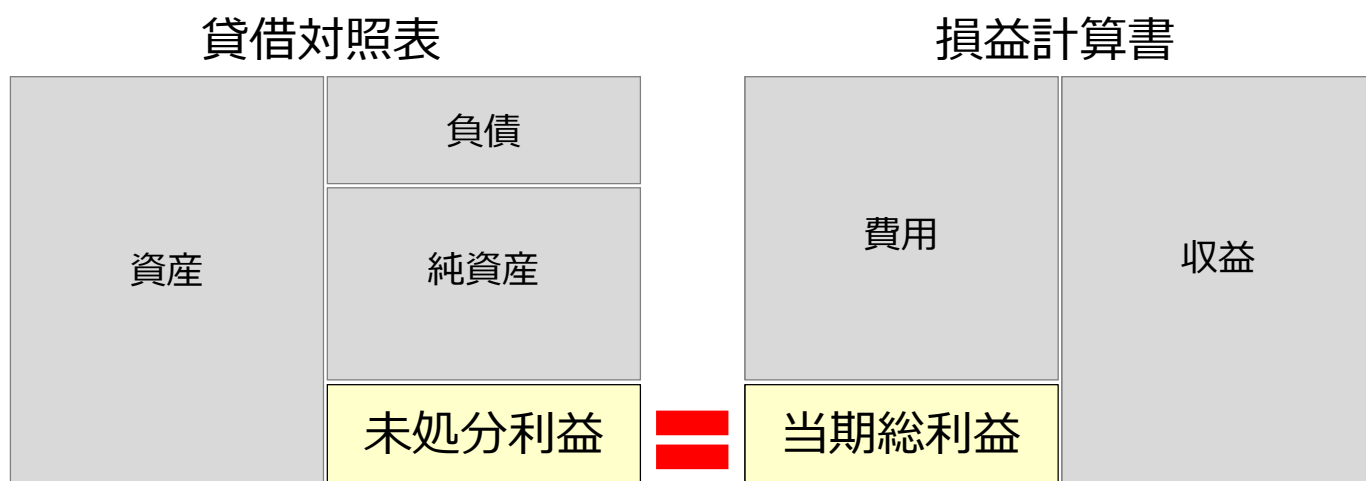
未処分利益

附属明細書

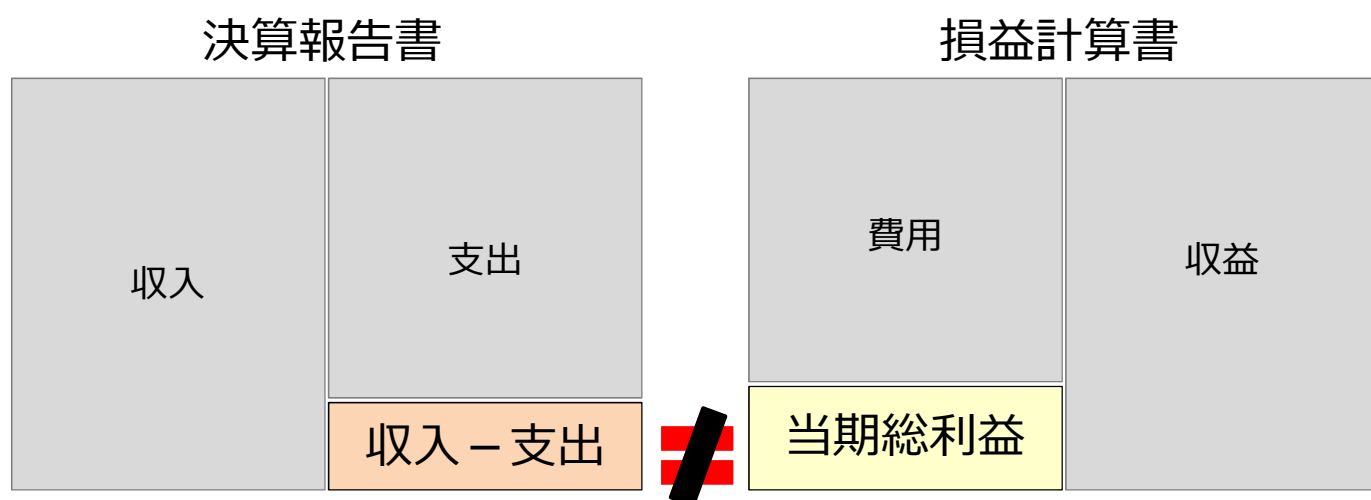
内容を補足

財務諸表と決算報告書

- 財務諸表を構成する「貸借対照表」「損益計算書」は、国立大学法人会計基準に従って作成します。
- 「貸借対照表」と「損益計算書」のそれぞれに計上される『当期総利益』は、一致する仕組みとなっています。



- 一方で、「決算報告書」は国の会計認識基準に準じて、現金主義を基礎としつつ出納整理期の考え方を踏まえて作成します。
- このため、「決算報告書」における『収入-支出』の額と、『当期総利益』は一致しません。



国立大学法人会計と企業会計原則

- 国立大学法人会計基準は「複式簿記」「発生主義」という点では、企業会計原則と同じです。
- しかし、次のような国立大学法人の制度上の前提や、財政構造等の特性を踏まえて、企業会計原則に一定の修正を行った上で、特有の会計処理を行っています。

国立大学法人の主な特性

公共的な性格から利益獲得・独立採算を前提とせず、国から財源措置がある
施設整備など、大学単独の判断で意思決定が完結しない場合がある
制度上、資本主を予定せず、利益が配当されることはない

国立大学法人会計		企業会計
財政状態・運営状況の開示 業績評価のための情報	目的	財政状態・経営成績の開示 投資判断のための情報
複式簿記	記帳方法	複式簿記
発生主義	認識基準	発生主義
予算と決算の双方を重視	予算・決算	決算中心主義
財務諸表（発生主義） 決算報告書（現金主義）	開示書類	財務諸表（発生主義）
文部科学大臣による承認を 経て処分可能	利益	企業判断により処分可能 株主への配当など

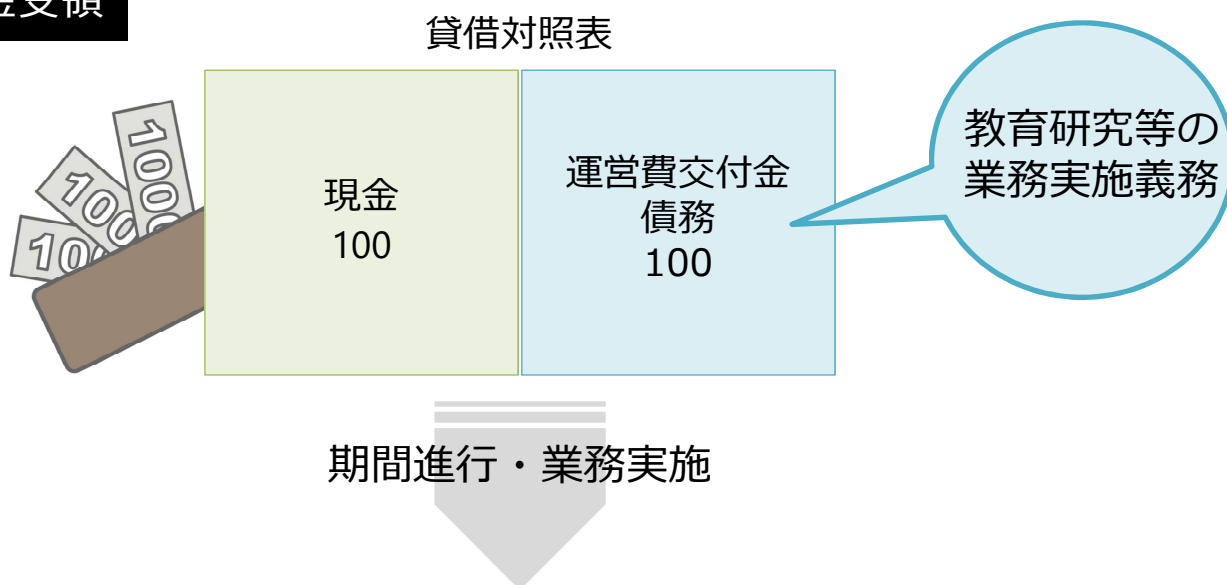
国立大学法人会計の特徴（収益の認識）

○運営費交付金、授業料、寄附金、補助金などを受領した際は、教育研究等の業務実施義務を負うことから、収益は計上せず、いったん負債に計上します。

○その後、業務実施に伴い収益に振り替える会計処理をします。

（例）

運営費交付金受領



年度決算（損益が均衡する場合）

損益計算書

教育経費 100	運営費交付金 収益 100
-------------	---------------------

※通常どおり業務を行えば損益が均衡します。

年度決算（利益が生じる場合）

損益計算書

教育経費 80	運営費交付金 収益 100
利益 20	

※費用が抑えられれば利益が発生します。

《運営費交付金等の収益化基準》

原則

期間進行基準	一定の期間の進行を業務の進行とみなし、債務を収益化
業務達成基準	業務の実施に伴い、債務を収益化
費用進行基準	費用の発生を業務の進行とみなし、債務を収益化

国立大学法人会計の特徴（損益均衡）

○運営費交付金、授業料、寄附金、補助金などで固定資産を取得した場合は、受領時の負債を「資産見返負債」に振り替えます。

○固定資産の減価償却に伴って、「資産見返負債」は「資産見返負債戻入」という収益に振り替えられ、資産と負債、収益と費用が均衡します。

(例)

運営費交付金受領

貸借対照表



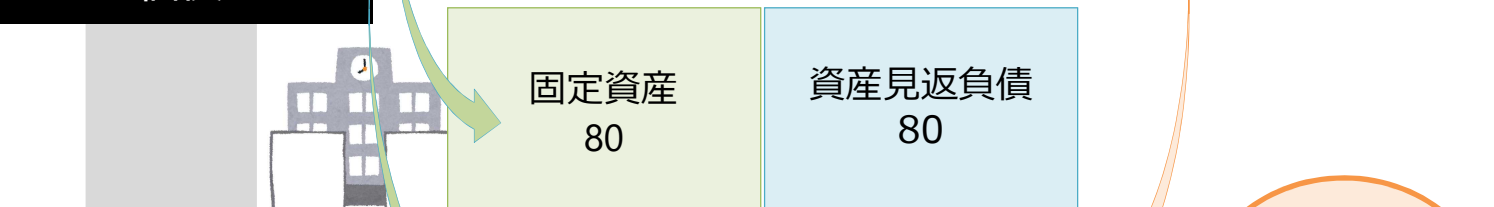
固定資産取得

貸借対照表

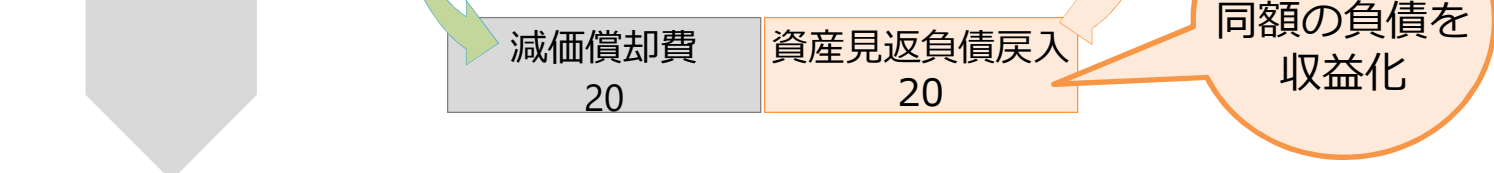


減価償却

貸借対照表



損益計算書



国立大学法人会計の特徴（損益に影響しない会計処理）

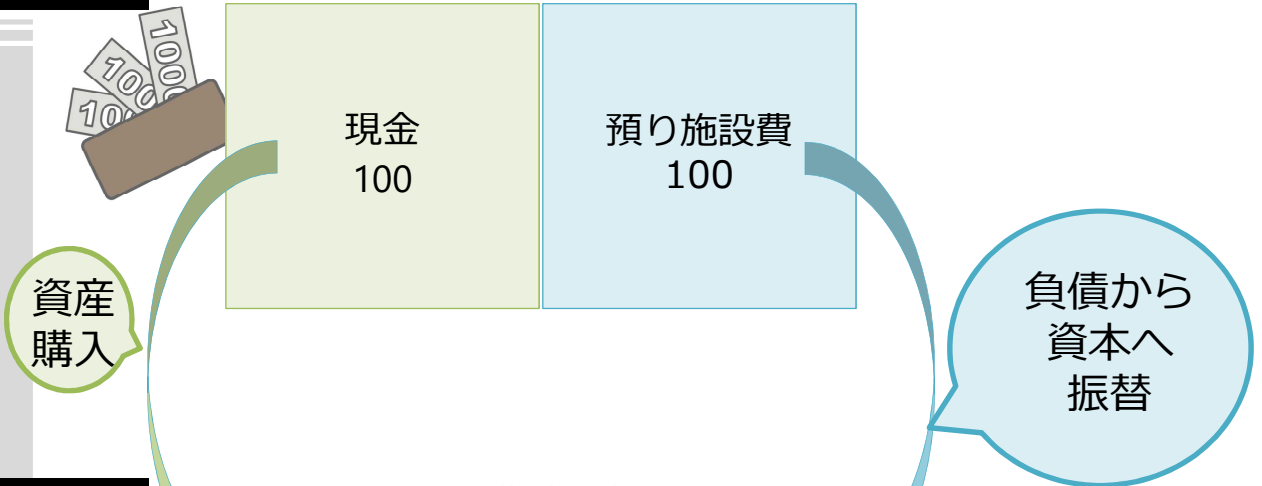
○施設等の更新が必要なときに、出資者である国から施設費（補助金）が交付されます。

○このように、国立大学法人の独自判断で意思決定が完結しないような行為に起因する支出は、損益計算の範囲外とされ、“費用”としてではなく、純資産（資本）の一部として処理します。

（例）

施設費受領

貸借対照表



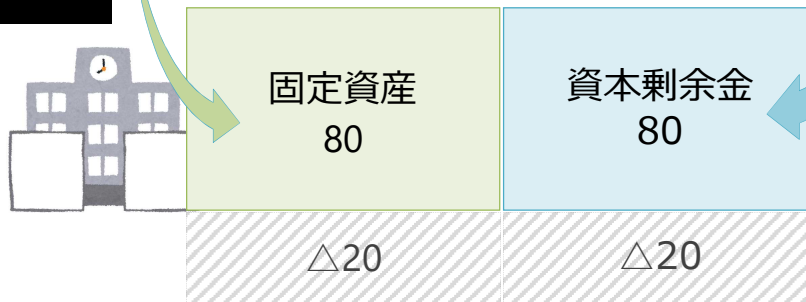
固定資産取得
（施設等の更新）

貸借対照表



減価償却

貸借対照表



損益計算書

減価償却費 資産見返負債戻入

費用も
収益も
計上しない！